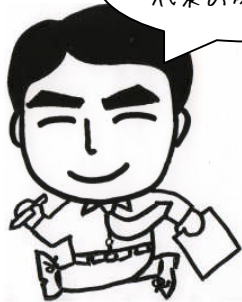


こんにちは
代表の妹尾です



法務ページ・かわら版

発行◆せのお社会保険労務士・行政書士事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 TEL 0866.63.3213

平成 24 年(2012 年) 4 月 1 日号 VOL.48
【桜の名前の由来は、「咲く」に複数の意味する
「ら」を加えたものと言われている】



平成 24 年
第 48 号

こんにちは。4月に誕生日を迎える社会保険労務士・行政書士事務所の妹尾です。
さすがに、この年になると、あまり嬉しいという気持ちも起きませんが、
プレゼントをいただければ、絶対に嬉しいと思う自信はあります。 ^_^;

●トリックアート展へ行ってきました

先日、家族で、岡山で開催されている「トリックアート展」へ行ってきました。
「トリックアート」とは、ヨーロッパで発祥した立体画法(だまし絵)に

新しいアイデアを付加して確立されたニューアートのこと。

見る角度によって絵の印象が変わったり、額から絵が
飛び出して見えます。(このような感じです→)

春休みとあってか、開館時間近くに行ったのに、会場は
家族連れですでにいっぱい。(^-^)

大勢の人がいるなか、私たち家族も、
好きな絵の前で写真を撮ってきました。



●さて、この柱は何本でしょう？
上と下では本数が違います



●グラスにワインを注いでいる
ように見えるこの絵も…



→実は壁に書かれただけの平面の絵

え(絵)～～!

今回の催しのなかでも、長蛇の列だったのが、
こちらの不思議な空間。(この部屋→)

部屋全体が斜めに傾いているのですが、写真で撮ると、
あら不思議…、左にいる人ほど長身に見えます。

ちなみにいちばん左は妻ですが、家での子供たちへの
影響力を表しているようで、そういう意味では「トリック」とは
言えない一枚になりました。^_^; (文・妹尾 悟)



●これもトリックアートの一つ。左
に立つほど大きく見えます…が

お問い合わせは 0866-63-3213 まで



受付時間●日祝以外、午前9時～午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

知っておくと得する！
法律知っ得

「4月から外来でも窓口負担が限度額までに」

●今まで入院のときだけであった限度額適用認定証が、4月1日より外来診療を受けた場合にも、限度額適用認定証を見せると、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができるようになりました

●限度額適用認定証とは？

病気やケガなどで一時的に医療費がかさみ高額になったことがありますか？

そのようなとき、保険証とあわせて窓口で限度額適用認定証を見せると、窓口の支払いを自己負担限度額までとすることができます。

自己負担限度額とは、協会けんぽの場合、所得により3つに区分されたもの。中間の一般所得の場合、自己負担限度額は、80,100円＋(保険適用される診療費用の総額－267,000円)×1%となります。

限度額適用認定証を提示すると、「高額療養費」という制度の適用を先に受けるのと同じ効果があります。通常、高額療養費を請求すると、実際に療養費が支給されるまで3～4か月かかります。

しかし、窓口で限度額適用認定証を見せると、支払いがその場で自己負担額までとなり、あとで請求する必要がないため便利です。

●外来にも自己負担限度額が適用

限度額適用認定証は、今まで70歳未満の加入者が入院をする場合のみ使うことができました。

それが、今年4月1日より外来診療を受けた場合も、限度額適用認定証を見せると、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。がん治療など1か月の支払いが非常に高額となる場合でも、加入者の負担が楽になります。

限度額適用認定証の発行は、協会けんぽの場合、支部へ郵便で行うか、年金事務所内へ設けてある協会けんぽの窓口で直接、申請します。

通常、書類到着から返信まで1週間ぐらいかかりますので、お急ぎの場合は、支部へ直接行くと、その場で発行してもらえます。

国保の方は、各市町村の役場の国民健康保険窓口で相談してください。

お知らせ

- 「人生100年ノート(エンディングノート)セミナー」
～今日から少しずつ書いていくエンディングノート Vol5
平成24年4月26日(木)PM2:30～3:30
講師:妹尾 悟(行政書士)
場所:岡山ふれあいセンター2F 第2研修室
主催:アベルホーム株式会社
TEL 0120-888-532(担当:菊井伸明さん)
※お申込み、お問合わせは同社まで

せのじむこと妹尾悟の独立開業物語 ～Vol.17～ 「できることをたくさんする」

よく、「できることを少しずつしていきましょう」と言われることがありますが、本当はできることを「少し」ではなく、集中して「たくさんすること」が正しい努力の積み重ねであるといえます。

なぜなら、少しずつでは、あまり成果が出ないからです。(もしくは、時間がかかるからです)

例えば、ゴルフの打ちっぱなしに1か月に1回行く人と、週2回行く人ではどちらが早く上達するでしょう。(二人とも同じぐらいの運動神経として)

当然、後者のほうが早く上達しそうですね。

それと同じように、自分のできることは繰り返し練習することで、早くできるようになったり、より高度なことができるようになったりします。

「できることは、繰り返し、たくさんしていきましょう」

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかりますよ！！

ホームページ <http://www.senojimu.net/>